

建設工事等請負業者選定基準
(R8.07.01 一部改正後全文)

この基準は、山形県建設工事等請負業者選定要領に定める業者選定基準、入札方式、指名業者数、地域要件等を定めることを目的とする。

1 建設工事における発注基準

(1) 競争入札方式

- ① 設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に応じ、競争入札方式は原則として下表のとおりとする。

設計金額	入札方式
30 億 2 千万円以上	一般競争入札
30 億 2 千万円未満	一般競争入札（条件付）

- ② 当該工事の設計金額が 30 億 2 千万円未満で、次に該当する工事は、指名競争入札とすることができる。

- イ 災害の応急工事等、早期に発注する必要がある工事（4 千万円未満の工事に限る。）
- ロ 製作者、施工者が限定されている工事
- ハ 指定修繕工事等で少額な工事（5 百万円未満の工事に限る。）
- ニ その他一般競争入札（条件付）とすることが著しく不利益と認められる工事

(2) 入札参加者の地域要件

- ① 県内業者の育成を図る観点から、設計金額に応じて下表に定める地域要件を設定するものとする。

設計金額	地域要件
5 億円以上	県内全域
3 千 5 百万円以上 5 億円未満	総合支庁管内
1 千万円以上 3 千 5 百万円未満	総合支庁本庁舎又は同地域振興局管内
1 千万円未満	総合支庁本庁舎又は同地域振興局管内の複数市町村の区域内

- ② 1 件の工事の入札に応札可能な業者数は、20 者以上とすることを原則とし、これを下回る場合は、①に定める地域を超えた地域要件を設定し、競争性を確保するものとする。

ただし、次に掲げる工事など、工事の種類、特殊性及び発注機関の地域状況等から、これにより難しい場合は、当該工事の実情に応じた扱いを行うことができる。

- イ 高度、特殊な技術を必要とする工事
- ロ 製作者、施工者が限定されている工事
- ハ 施工箇所の特异性により入札可能者数の確保が困難な工事
- ニ 災害の応急工事等早期に発注する必要がある工事
- ホ その他入札参加者の選定に係る審査会で必要と認めた工事

(3) 指名競争入札における選定業者数

指名業者の選定業者数は、概ね 12 者以上とする。

2 業務委託における発注基準

(1) 競争入札方式

一般競争入札（条件付）又は指名競争入札とする。

(2) 選定基準及び地域要件

① 県内業者の育成を図る観点から、委託業務の内容と設計金額に応じて、③のそれぞれの表中の地域要件を設定するものとする。

② 当該業務を施行する能力を有する 2 (3)、2 (4) に定める業者数が当該地域内に不足する場合には、地域要件を拡大すること。ただし、次に掲げる業務など、業務の種類、特殊性及び発注機関の地域状況等から、これにより難しい場合は、当該業務の実情に応じた扱いを行うことができる。

イ 高度、特殊な技術を必要とする業務

ロ その他入札参加者の選定に係る審査会で必要と認めた業務

③業種別選定基準

1) 測量業務

設計金額	地域要件	技術的要件	実績要件
3,000 万円以上	県内全域	測量士 6 名以上	原則として、過去に同種、同規模程度の実績があること
1,000 万円以上 3,000 万円未満	2 総合支庁管内	測量士 4 名以上	
500 万円以上 1,000 万円未満	当該総合支庁管内	測量士、測量士補 3 名以上（うち測量士 1 名以上）	
500 万円未満	当該総合支庁管内	測量士、測量士補 2 名以上（うち測量士 1 名以上）	

注：1 設計金額が少額(概ね 200 万円まで)の場合は、測量士 1 名以上とすることができる。

2 測量士、測量士補の数は、「県競争入札参加資格者名簿（測量、設計、建設コンサル）」等により判断するものとする。

3 実績要件は、国、県等における過去 10 年程度の実績をいう。

4 航空測量、平面図化等の高度な技術を要するものは、設計金額 3,000 万円以上のものと同様に扱う。

2) 地質調査業務

設計金額	地域要件	技術的要件	実績要件
(金額にかかわらず)	県内全域	国土交通省の地質調査業者登録規程により登録していること	原則として、過去に同種、同規模程度の実績があること

注： 実績要件は、国、県等における過去 10 年程度の実績をいう。

3) 補償関係コンサルタント業務

設計金額	地域要件	技術的要件	実績要件
3,000 万円以上	県内全域	国土交通省の補償コンサルタント登録規程により登録していること	原則として、過去に同種、同規模程度の実績があること
1,000 万円以上 3,000 万円未満	2 総合支庁管内		
500 万円以上 1,000 万円未満	当該総合支庁管内		
500 万円未満	当該総合支庁管内		

注：1 設計金額が少額(概ね 100 万円まで)の場合は、未登録の者も選定することができる。

2 実績要件は、国、県等における過去 10 年程度の実績をいう。

4) 土木関係建設コンサルタント業務

難易区分	左の内容	設計金額	地域要件	技術的要件	実績要件
A レベル (高度)	ダム、橋梁、トンネル等の重要構造物の設計業務等 (高度な技術力を要するもの)		県内全域	当該部門に係る資格を有する技術士又はこれと同等の能力を有する者(建設コンサルタント登録規程第 3 条第 1 号ロに該当する者) 2 名以上	原則として、過去に同種、同規模程度の実績があること
B レベル (標準)	道路、河川、港湾、都市計画、農業土木、森林土木等の標準的な設計業務等 (標準的な技術力を要するもの)		2 総合支庁管内	当該部門に係る資格を有する技術士又はこれと同等の能力を有する者(建設コンサルタント登録規程第 3 条第 1 号ロに該当する者) 又は R C C M 1 名以上 ただし、当該部門に係る資格を有する技術士等の数が少ない場合は、当該部門において必要な他の資格要件等を付すものとする	原則として、過去に同種、同規模程度の実績があること
C レベル (簡易)	簡易な設計業務等 (簡易な技術力で足りるもの)	700 万円以上	2 総合支庁管内	当該部門に係る資格を有する技術士又はこれと同等の能力を有する者(建設コンサルタント登録規程第 3 条第 1 号ロに該当する者) 又は R C C M 1 名以上 ただし、当該部門に係る資格を有する技術士等の数が少ない場合は、当該部門において必要な他の資格要件等を付すものとする	原則として、過去に同種、同規模程度の実績があること
		700 万円未満	当該総合支庁管内	原則として、業務に精通した技術者を有すること又は過去に同種の実績があること	

注：1 技術士等の数は、「県競争入札参加資格者名簿(測量、設計、建設コンサル)」等により判断するものとする。

2 建設コンサルタント登録規程第 3 条第 1 号ロに該当する者とは、大学又は高等専門学

校を卒業した後、当該部門に係る業務に関し 20 年以上実務の経験を有する者その他の者であって、国土交通大臣が技術士と同程度の知識及び技術を有するものと認定した者をいう。

3 実績要件は、国、県等における過去 10 年程度の実績をいう。

4 難易度の判断基準は別表「難易度区分例示表」を参考とすること。

5) 建築関係建設コンサルタント業務（建築一般）

設計金額	地域要件	技術的要件	実績要件
5,000 万円以上	「山形県建築関係建設コンサルタント業務受託者選定要領」による		
2,000 万円以上 5,000 万円未満	県内全域	建築士 5 名以上	原則として、過去に同種、同規模程度の実績があること
500 万円以上 2,000 万円未満	2 総合支庁管内	建築士 3 名以上	
500 万円未満	当該総合支庁管内	建築士 2 名以上	

注：1 建築一般以外の専門部門（意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、調査等）については、技術者、実績、経営規模等を総合的に勘案して選定を行うものとする。

2 設計金額が少額(概ね 200 万円まで)の場合は、建築士 1 名以上とすることができる。

3 建築士の数は、「県競争入札参加資格者名簿（測量、設計、建設コンサル）」等により判断するものとする。

4 実績要件は、国、県等における過去 10 年程度の実績をいう。

(3) 一般競争入札における応札可能業者数

一般競争入札の応札可能業者数は、3,000 万円以上は 15 者程度以上、1,000 万円以上 3,000 万円未満は 12 者程度以上、1,000 万円未満は 10 者程度以上とすることを原則とする。

(4) 指名競争入札における選定業者数

指名業者の選定業者数は、3,000 万円以上は 15 者前後、1,000 万円以上 3,000 万円未満は 12 者前後、1,000 万円未満は 10 者前後とすること。

3 工事材料における発注基準

(1) 競争入札方式

指名競争入札を原則とする。

(2) 選定業者数

指名業者数は、購入金額に応じ概ね業務委託に準じた数とすること。

(3) 地域要件

概ね業務委託の発注基準に準じること。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この基準の一部改正は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この基準の一部改正は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この基準の一部改正は、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この基準の一部改正は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この基準の一部改正は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この基準の一部改正は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この基準の一部改正は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この基準の一部改正は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この基準の一部改正は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この基準の一部改正は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この基準の一部改正は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この基準の一部改正は、平成31年2月1日から適用する。

附 則

この基準の一部改正は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この基準の一部改正は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この基準の一部改正は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この基準の一部改正は、令和5年7月1日から適用する。

附 則

この基準の一部改正は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この基準の一部改正は、令和8年4月1日から適用する。

附 則

この基準の一部改正は、令和8年7月1日から適用する。

別表

難易度区分例示表

①道路関係

業務内容	Aレベル（高度）	Bレベル（標準）	Cレベル（簡易）
路線設計	- 大規模な路線、長大橋、トンネル、市街地等の概略設計 - 高規格道路等の詳細設計	- 小規模な概略設計 - 標準的な詳細設計	簡易な詳細設計
構造物等の設計	重要構造物、特殊構造物の設計等	標準的な構造物の設計等	簡易な構造物の設計等
橋 梁	- 耐震設計において、動的解析を必要とするもの - 地盤の液状化に対する検討が必要なもの	土木構造物標準設計（国土交通省）に準じて設計できるもの	
トンネル設計	トンネル設計		
基礎設計	ケーソン、地盤改良等	杭等	
解析業務 （交通解析を含む）	高度な技術力を要するもの	標準的な技術力を要するもの	資料整理など

②河川関係

業務内容	Aレベル（高度）	Bレベル（標準）	Cレベル（簡易）
河川関係の設計等	- 総合治水計画 - 高度な流出解析 - ダム設計 - 高度な排水機場の設計 - 複雑な水門及び堰等の設計 - その他高度な技術力を要するもの	- 簡易な流出解析 - 標準的な桶門、桶管、築堤、護岸等の設計等	- 簡易な構造物等の設計 - 資料整理など

③砂防関係

業務内容	Aレベル（高度）	Bレベル（標準）	Cレベル（簡易）
砂防関係の設計等	- 砂防関係（砂防・地すべり・雪崩）調査、解析 - 急傾斜の調査、設計等 - 砂防関係基本計画 - 大規模及び特殊な砂防関係施設の設計等	砂防関係施設の設計等	簡易な構造物の設計

④港湾関係

業務内容	Aレベル（高度）	Bレベル（標準）	Cレベル（簡易）
港湾、海岸関係の設計等	・基本設計 ・高度な実施設計 ・大規模な水門等の設計	・通常の防波堤、護岸等の実施設計 ・小規模な水門等の設計	・小規模、簡易な実施設計等

⑤農業土木（農業農村整備事業）関係

1) 構想及び基本設計

業務内容	Aレベル（高度）	Bレベル（標準）	Cレベル（簡易）
1. ダム	フィルダム及びコンクリートダムの本体設計、施工計画及び仮設備設計		
2. 頭首工 3. 溪流取水工 4. ポンプ場	高度な技術力を要するもの ・特に規模の大きいもの ・河川協議を伴うもの ・基礎工事が複雑なもの	普通の技術力を要するもの	
5. 水路工	高度な技術力を要するもの ・特に規模の大きいもの ・河川協議を伴うもの ・路線計画設計を行うもの ・水路トンネル	普通の技術力を要するもの	
6. 農地造成 7. ほ場整備 8. 畑地かんがい施設 9. 営農飲雑用水施設	高度な技術力を要するもの ・施工場所が急傾斜地の場合 ・施工場所が地すべり地帯の場合 ・事業計画をとりまとめるもの	普通の技術力を要するもの	
10. 農道	高度な技術力を要するもの ・道路トンネル ・施工場所が市街地の場合 ・施工場所が急峻な山間地の場合 ・橋梁設計	普通の技術力を要するもの	

2) 実施設計

業務内容	Aレベル（高度）	Bレベル（標準）	Cレベル（簡易）
1. ダム	フィルダム及びコンクリートダムの本体設計、施工計画及び仮設備設計		
2. 頭首工 3. 溪流取水工	高度な技術力を要するもの ・特に規模の大きいもの ・河川協議を伴うもの ・基礎工事が複雑なもの	土砂吐・洪水吐等付帯施設を有するもの 取水量 1 m ³ /sec以上のもの	構造が単純で規模が小さいもの
4. ポンプ場	規模の大きいもの	普通の規模のもの	規模の小さいもの

	・口径 1,000mmを超える揚水機場 ・口径 2,000mmを超える排水機場 高度な技術力を要するもの ・特に規模の大きいもの ・河川協議を伴うもの ・基礎工事が複雑なもの		・口径 350mm以下の機場
5. 水路工	高度な技術力を要するもの ・水路トンネル ・特に規模の大きいもの	構造が複雑なもの 付帯施設が多いもの	構造の単純なもの
6. 農地造成	高度な技術力を要するもの ・施工場所が急傾斜地の場合 ・施工場所が地すべり地帯の場合	基盤造成工	造成区域内施設工
7. ほ場整備	高度な技術力を要するもの ・施工場所が急傾斜地の場合 ・施工場所が地すべり地帯の場合 ・施工場所が都市近郊の場合	技術力を要するもの ・施工場所が急傾斜地の場合 ・施工場所が地すべり地帯の場合 ・施工場所が都市近郊の場合	普通のほ場整備工
8. 畑地かんがい施設 9. 営農飲雑用水施設	高度な技術力を要するもの ・複雑な施設設計の場合 ・施工場所の現場条件が特殊な場合	技術力を要するもの ・複雑な施設設計の場合 ・施工場所の現場条件が特殊な場合	普通の施設設計
10. 農道	高度な技術力を要するもの ・道路トンネル ・施工場所が市街地の場合 ・施工場所が急峻な山間地の場合	構造が複雑なもの 付帯施設が多いもの	普通のもの

⑥森林土木関係

業務内容	Aレベル（高度）	Bレベル（標準）	Cレベル（簡易）
治山関係の設計等	・地すべり機構解析（安定解析、総合解析）	・標準的な治山施設の設計	・簡易な構造物の設計
林道関係の設計等		・標準的な林道設計	・簡易な構造物の設計